

22 公正取引委員会（構造改革特区第19次 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1056020	タクシーの強制的減車に向けた 制度改革	タクシー特措法と連携した独占禁止法の 特例を設け、タクシーの強制的な減車の 可能化	<p>都心の交通機能強化においては、台数が過剰となっているタクシーの路上での客待ちを排除し、快適な道路空間を創出する必要がある。このためには、タクシーを適正な台数まで減車する必要があるが、これまでは独占禁止法が障害となり実現できなかったため、タクシー特措法と連携した特例を設け、タクシーの強制的な減車を可能とするものです。</p> <p>なお、タクシー車両を一律に減車することを業者間で申し合わせ、市場における競争を実質的に制限する事については、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反し、競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、原則として独占禁止法第8条第1項第4号の規定に違反する旨、公正取引委員会の見解が出ている。</p> <p>タクシー適正化・活性化法では、地域協議会が作成する地域計画において、タクシー業界に減車を強制することは出来ない。</p> <p>また、タクシー事業者が作成した事業再構築についての特定事業計画を法第11条により国土交通大臣が認定する際、法第12条において、適正な競争を阻害することのないよう公正取引委員会と調整することとされている。</p>		仙台市	宮城県	国土交通省 公正取引委員会